

平成 2 7 年 6 月 2 5 日

狩猟（有害鳥獣捕獲）の現状と適法ドッグマーカートの必要性1. 狩猟の現状について(1) 趣味の狩猟から社会貢献としての有害鳥獣捕獲へ大きくシフト

- ①ここ数年は、野生鳥獣による農林業被害が毎年 2 0 0 億を超えている 【資料 1】
- ②平成 2 1 年度以降、大型獣（シカ、イノシシ）については、有害鳥獣捕獲としての捕獲数が狩猟での捕獲数を逆転
- ②環境省の試算によれば、現状の倍以上を獲らなければ適正数を保てない 【資料 2】

(2) 狩猟の方法について

- ①猟具によって「網」「わな」「装薬銃」「空気銃」の 4 通り 【資料 3】
- ②猟犬を使うのは主として「装薬銃」による猟
- ③有害鳥獣捕獲では、『巻狩り』という狩猟方法によることが多い 【資料 4】

2. ドッグマーカートとその必要性について

- ①『巻狩り』では猟犬の活用がほぼ必須 【資料 5】
- ②無線通信による猟犬の位置把握と猟犬の吠え様把握と指示出しが効果的・効率的な捕獲に必要 【資料 6】
- ③また、捕獲終了時の猟犬回収にも必要～迷い犬による人身事故防止の観点からも～

3. ドッグマーカートの現状

- ①数年前までは、外国製の適法ではないと思われる機器しか選択肢がなかった
- ②法改正により特定小電力の動物検知システム用周波数帯が使用可能になるとともに、出力もアップされたことで、国産の技適マーク製品も散見されるようになったが、法的制限を主たる理由として、実際の捕獲現場においては、下記 4 のとおり、いまだ実用性が不十分。 【資料 7】

4. ドッグマーカートの改善要望点（法的対処を伴うと思われる点）

- ①通信距離（山中）：1 k m 未満→少なくとも 2 k m 程度以上
- ②チャンネル数：5 C H (実質 3 C H) →少なくとも実質で 2 5 C H 以上
- ③通信端末の位置情報：狩猟者間の人身事故防止のため、端末使用者全員の位置情報表示を可能にしていただきたい。
- ④狩猟者間通話：ドッグマーカートと 同一端末での狩猟者間通話を可能にしていただきたい。

③ 狩猟者登録種類別捕獲数等

(環境省統計より)

(狩猟のみ)

年度	網・わな 類			第1種 類			合計	捕獲率(%)	捕獲率(%)
	鳥類	獣類	合計	鳥類	獣類	合計			
H17	127,796	102,748	230,544	694,461	212,213	906,674	77	77	
H18	107,145	118,131	225,276	788,418	192,826	981,244	78	78	
H19	101,835	105,002	206,837	691,796	194,512	886,308	78	78	
H20	84,977	133,912	218,889	743,140	208,811	951,951	77	77	
H21	95,109	127,263	222,372	613,165	219,132	832,297	76	76	
H22	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070	73	73	
H23	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452	71	71	

年度	第2種 類			合計			合計	狩猟者登録(人) 件数	狩猟者登録(人) 件数
	鳥類	獣類	合計	鳥類	獣類	合計			
H17	42,267	566	32,206	864,524	315,527	1,180,051	166,062	166,062	
H18	54,398	1,189	55,587	949,961	312,146	1,262,107	160,229	160,229	
H19	47,975	261	48,236	841,606	299,775	1,141,381	158,282	158,282	
H20	55,823	2,177	58,000	883,940	344,900	1,228,840	152,408	152,408	
H21	39,046	7,229	46,275	747,320	353,624	1,100,944	149,735	149,735	
H22	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435	143,725	143,725	
H23	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321	140,023	140,023	

(注) 狩猟者登録(人) 件数は、1人の狩猟者が複数の都道府県に登録している場合は、重複計算される。

大物獣類(イノシシ、シカ等)捕獲数等

年度	狩 猟			有 害 鳥 獣 捕 獲			合計	狩猟・有害鳥獣 捕獲合計
	イノシシ	シカ	サ	イノシシ	シカ	サ		
H17	139,455	120,542	0	76,378	69,607	9,537	415,519	415,519
H18	144,366	117,979	0	107,876	79,617	15,506	465,344	465,344
H19	134,831	121,488	0	95,267	88,217	13,194	452,997	452,997
H20	170,131	135,398	0	136,090	115,176	15,846	572,641	572,641
H21	159,842	157,419	0	148,439	154,806	15,114	635,620	635,620
H22	228,342	168,054	0	256,716	203,559	20,887	877,558	877,558
H23	169,304	183,619	0	217,276	221,107	11,975	803,281	803,281

*①有害鳥獣捕獲許可による捕獲数は、イノシシ・シカ以外の鳥獣もあるが省略。

②有害鳥獣捕獲許可(人)数は、1人の狩猟者が、複数の許可を受けている場合は、重複計算される。

③1許可の捕獲出動日数は、1日、2日、1週間或いはそれ以上の長期の場合もあるが、概略平均4・5日程度。

箱罠・罠い罠の猟期終了後撤去と 猟期外餌付け慣らし禁止申し合わせ

最近猪等の捕獲に使用される箱罠又は罠い罠を撤去することが困難の理由から狩猟期間が終了しているにも拘らず猟場に架設したまま(但し捕獲機能を外して)にして置く等の情報が寄せられております。

狩猟に使用する道具は捕獲機能即ち例えは箱罠の場合扉を開けて置き、猪等がその中に入っても扉が閉まらなければ或は法令に違反しなかったとしても、それが、何時でも捕獲機能を持たせられる機構であるなら、極めて紛らわしい行為であり、誤解を招くこととあります。狩猟が終了した場合は完全に撤去することが狩猟者のモラルであると考へ、猟友会として、箱罠・罠い罠の猟期後の完全撤去の申し合わせを行いました。

更に、猟期前に箱罠・罠い罠を架設しておき、獲物の好む餌を蒔いて、獲物を罠に誘導する等行為があるやの情報が寄せられておりますが、このような行為も罠の猟期外放置と併せて行わないよう申し合わせております。 網・わな狩猟者の方々のご協力をお願いします。

④ 野生鳥獣による農林業の被害状況

(1) 被害面積(農林水産省HPより)

年度	鳥 類			獣 類			合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	その他	
H14	19	27.1	7.1	20.7	73.9	16.6	90.5
H15	17.3	30	4.4	19.3	71	15.5	86.5
H16	15.3	23.6	5.2	16.7	60.8	14.8	75.6
H17	14.5	20.2	2.9	14	52.1	15.3	67.4
H18	10.5	17.3	3.3	10.3	41.4	17.1	58.5
H19	7.3	14.9	2.7	7.3	32.2	14.2	46.4
H20	6.1	17.1	2.3	7.4	32.9	12.4	45.3
H21	4.9	13.4	1.9	6.4	23.6	12.4	36.0
H22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	36.2
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	32.5
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	26.9

(2) 被害金額(農林水産省HPより)

年度	鳥 類			獣 類			合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	その他	
H14	961	4,161	1,879	2,258	9,259	5,233	14,492
H15	926	3,713	894	2,435	7,968	5,010	12,978
H16	837	3,541	1,053	2,375	7,806	5,592	13,398
H17	748	3,343	674	2,140	6,905	4,886	11,791
H18	569	3,068	689	1,784	6,110	5,529	11,639
H19	628	2,583	564	1,506	5,281	5,012	10,293
H20	619	2,539	580	1,427	5,165	5,376	10,541
H21	514	2,306	497	1,713	5,030	5,590	10,620
H22	476	2,287	1084	1,420	5,267	6,799	12,066
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	10,453
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	10,414

(3) 森林被害(林野庁HPより)

年度	鳥 類			獣 類			合計
	シカ	カモシカ	クマ	その他	小計	その他	
H14	4.3	1.1	0.3	1.3	7	1.3	8.3
H15	4.5	1.1	0.5	1.1	7.3	1.1	8.4
H16	4	1	0.7	2	7.7	2	9.7
H17	3.5	0.8	0.4	1.1	5.8	1.1	6.9
H18	3	0.8	0.5	0.8	5.1	0.8	5.9
H19	3.5	0.6	1.1	0.8	6	0.8	6.8
H20	3.7	0.5	0.9	1.7	6.8	1.7	8.5
H21	4.1	0.4	0.8	0.8	6.1	0.8	6.9
H22	4	0.3	1.2	0.7	6.2	0.7	6.9
H23	5.7	0.3	1.1	2.3	9.4	2.3	11.7
H24	6.5	0.5	0.6	1.4	9	1.4	10.4

猟犬管理に厳重な注意を

イノシシ猟中の猟犬が農作業者を襲い死亡させる事故が発生しました。

狩猟者は銃や罠は言うまでもなく、所有する猟犬の管理に重い責任がありますので、厳重な注意を払って下さい。最近、山野に飼い主不明の犬が増加し、それが野生化して、人に危害を及ぼしているとの情報もあります。会員の皆さん方は、狩猟中に愛犬が迷子にならないように気を付け、また、猟犬には、所有者の住所、氏名、電話番号を明記した首輪を必ず付けるようにしましょう。

生息状況

拡大する分布

1978年から2014年までの36年間で、ニホンジカが約2.5倍、イノシシが約1.7倍に拡大し、いまま拡大が続いています。

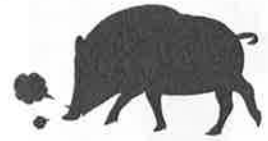
ニホンジカの分布 約2.5倍

ニホンジカ

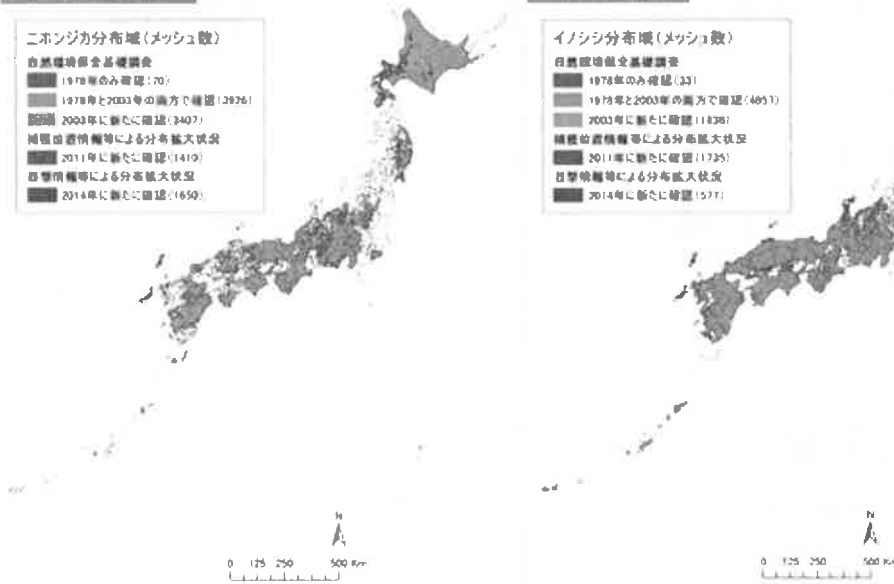
- ニホンジカ分布域(メッシュ数)
自然環境保全基礎調査
- 1978年のみ確認: 70
 - 1978年と2003年の両方で確認: 1926
 - 2003年に新たに確認: 2407
 - 捕獲位置情報等による分布拡大状況
 - 2011年に新たに確認: 1419
 - 位置情報等による分布拡大状況
 - 2014年に新たに確認: 1650

イノシシ

- イノシシ分布域(メッシュ数)
自然環境保全基礎調査
- 1978年のみ確認: 33
 - 1978年と2003年の両方で確認: 4651
 - 2003年に新たに確認: 11328
 - 捕獲位置情報等による分布拡大状況
 - 2011年に新たに確認: 1735
 - 位置情報等による分布拡大状況
 - 2014年に新たに確認: 1571



イノシシの分布 約1.7倍

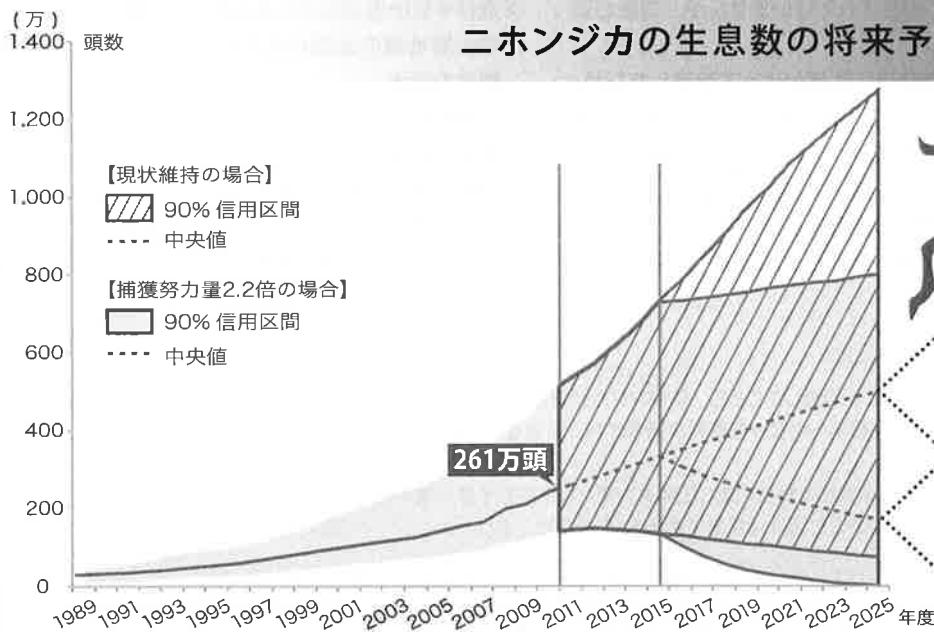


爆発的に増えるニホンジカ



全国のニホンジカ(北海道を除く)の推定生息数(中央値)は261万頭、イノシシは88万頭と推定されました(ともに2011年度)。

ニホンジカの将来の生息数を試算したところ、いまの対策のままでは、2025年には生息数が約2倍まで増加する結果となり、ニホンジカの生息数を減少させるためには、いまの2倍以上の捕獲を行う必要があることがわかりました。



※北海道での生息数は約64万頭(2011年度)と推定されています。

※なお、この数値は全国的にデータが豊富に存在するニホンジカの捕獲数などから統計的に推定したものであり、結果に幅があることに注意が必要です。

※中央値で示していますが、推定値には幅があることに留意し、対策の実施に合わせて随時評価する必要があります。

IV 猟具に関する知識

1 猟具に関する一般的知識

(1) 法定猟具

猟具とは、鳥獣を捕獲するために使用されるさまざまな道具のことである。鳥獣法では、使用する猟具の種類に応じて、4種類の猟法を定めている。これらの猟法は、法定猟法といわれている。また、法定猟法において使用される猟具は法定猟具と通称され、「①網（種類の限定あり）、②わな（種類の限定あり）、③装薬銃、④空気銃」の4種類がある。これらの猟具を使用した法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようとする場合は、狩猟免許を受けなければならないこととされている。この4種類の法定猟具以外にも色々な猟具があるが、弓矢などについては使用が禁止されている。

(2) 狩猟の定義

旧鳥獣法では、狩猟とは狩猟者登録を受けて狩猟鳥獣を捕獲することであったが、新鳥獣法においては、狩猟とは法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと（法第2条第4項）とされており、その概念範囲が広がっている。有害鳥獣捕獲の許可を受けた場合であっても、銃器や網・わなといった法定猟法を使用して、カラス類等の狩猟鳥獣を捕獲することは、**狩猟**であるとされている。これらの捕獲行為は、便宜上、「登録狩猟」と「許可狩猟」という用語を用いて区別されている。

↑有害鳥獣捕獲

(3) 法定猟具の種類の変遷

法定猟具の種類は、時代により変遷してきている。追加されたものとしては罠いわな等が、削除されたものとしては、おし、もちなわ、つりばり、とらばさみ、はご、^{ほうよう}放鷹等がある（120頁参照）。

捕獲行為の区分概念図（模式図）

使用する猟法		法定猟法 (環境省令で定める銃器、網、わなを使用する猟法)		非法定猟法 (左記の猟法以外)
		狩猟期間内	狩猟期間外 (左記の期間以外)	通年
対象鳥獣	期間	狩猟期間内	狩猟期間外 (左記の期間以外)	通年
	場所	捕獲禁止の場所 (鳥獣保護区、休猟区など)	許可狩猟	
		上記以外の住宅敷地内		
狩猟鳥獣 (48種類の鳥獣)	上記以外の場所	登録狩猟	許可捕獲	
非狩猟鳥獣 (上記以外の鳥獣全部)	全ての場所			

※狩猟期間内に捕獲禁止の場所以外において、狩猟鳥獣を禁止猟法以外の非法定猟法（手捕り、棒振り等）により捕獲することは不要許可

④巻き狩り(大物猟)

1) 巻き狩り(大物猟)
とは

狩猟を行う場所を囲むように射手を配置して、勢子が追い出した獲物を捕獲する猟。我が国の大物猟は、一部(北海道のヒグマ猟には単独猟が多いと聞く)を除いて巻き狩りがほとんどである。

2) 巻き狩り(大物猟)
の注意事項

ア 猟隊編成

○大物猟の猟隊は、一般的には、地域の狩猟者仲間によって編成されるか、または懇意にしている他地区の狩猟者仲間によって混成されていることが多い。お互いに気心が知れているので、注意事項の確認を怠りがちである。しかし、予見できない事態が予想されることと、慣れから来る気の緩みもあるので、毎回、狩猟開始に当たっては、基本的注意事項の確認が必要である。

○知人等から紹介された者を含めて臨時に編成する場合は、注意事項の入念な確認が必要である。

イ 隊長(指導者)の
役割

隊長は、隊員全員の個性(長所、短所等)及び猟場の概況を把握し、狩猟開始の打ち合わせ等の際には、隊員全員を一ヶ所に集めて計画、注意事項等を伝える。この注意等に快く従わない者は除外する。

隊長の役割や隊員への伝達項目は次のとおりである。

- ①狩猟の進行予定の概要を伝えること。
- ②獲物の種類や数、大きさの概要を伝えること。
- ③勢子に追出し方法を確認すること。
- ④隊員に配置、役割及び待ち場での注意事項を伝えること。
- ⑤安全狩猟を全員で確認・遵守すること

※④及び⑤の詳細

「④隊員に配置、役割及び待ち場での注意事項を伝えること」

1 全隊員に持ち場の位置、役割を伝えること。

(1) 初心者には先ず見習いをさせること。

初心者(初めて巻き狩りに参加する者又は2・3回未満の者)には熟練者と一緒に待場に付かせて見習わせるようにする。また、熟練勢子に付けて、追い出し、追い込みを実習させることも必要である。

(2) 経験者は適材適所で配置すること。

巻き狩りの経験のある隊員は、射撃技術等を勘案して適材適所で配置すること。

(3) 勢子長は、隊長が最も信頼の置ける者を指名すること。

勢子は、猟場の状況に最も精通している者を責任者に指名すること。また、勢子役又は巻き狩りを行う者の養成のために、経験の浅い者または初心者をつけることも必要である。

2 待ち場での注意事項を伝えること。



(1) 無断で待ち場を離れないこと

体調の急変などで止むを得ず待ち場を離れる時は、必ず携帯無線機で隊長に断わるか、隣接の待ち場の者に伝えてから離れること。この様な場合、隊長は無線機で「〇〇の待場は下山する」旨を全員に伝えること。

(2) 隊員は待ち場に着了たら、獲物の追い出しを開始したとの合図があ

ってから銃器に実包を装てんすること。また、必ず安全子をかけておくこと。安全子を外す時期は、犬の追い鳴きの声が聞こえてからにする。また、待ち場を退去する時には必ず脱包すること。

「⑤安全狩猟を全員で確認・遵守すること。」

1 安全発砲に徹すること。

自分の決められた待ち場で、獲物の通る所を想定しながら、安全発砲を心がけつつ待つこと。

2 発砲範囲の安全を確認しておくこと。

射手は隣の待ち場の位置はもちろん、他の待ち場の位置や方角を知るとともに、指示された自己の発砲範囲をはっきり覚えておくこと。

3 入山者に注意を払うこと。

猟場には、山仕事や行楽のための通行人が入ってくることもあるため、自己の射撃範囲内はもちろん、付近の山道の位置もよく知っておくこと。

4 装てんの際は異物の有無を点検すること。

装てんする前に必ず銃口を覗いて、異物の有無を点検すること。万一、土・雪その他の異物のあるまま装てんして発砲すれば、銃器は破損し、

射手もケガをするおそれがあるためである。

5 誤射を生じないように努めること。

大物猟における事故の例では、獲物と誤認して発砲したことによるものが多い。発砲するときは、獲物が見えないときは常に人を予測すること。(動くものは全て獲物という思い込みは厳禁である。)

『もう一度獲物であることを確認』し、『ゆとりのある狩猟』を心がけること。

それには冷静に獣体を確認してから正確に急所に照準する必要がある。また、一番有利なのは側面射撃で、一般に前肢の付根の後部を狙点にするのが良い。

最も不利なのは後方撃ちで、半矢になり易く、逃した場合の追い矢は前方不注意になり易く、事故につながるおそれがある。

6 獲物が接近したら再度持ち場の周囲に注意すること。

獲物が接近している時は、もう一度、自分の待ち場の周囲の状況を確認し、安全な方向を確かめておく。この場合、獲物の通過予定路の方向の向こう側が安全であるかどうか確認すること。

7 跳弾ちゅうだんに注意すること。

大物猟用の実包は跳弾ちゅうだんの発生率が高く、特に高速ライフル弾は危険が高く、小枝等に触れただけでも跳弾ちゅうだんになり易いため、藪の中等での使用は好ましくない。弾丸は物体に対し45度以上の角度で当たると跳弾ちゅうだんとなりやすい。また岩場や凍結箇所など、跳弾ちゅうだんはいつ発生するかわからないので大変危険である。

8 安土のない所へ発砲しないこと。

これは弾丸が猟場外へ飛び出る危険があるためである。ライフル銃弾の場合は、4km先まで飛行することがあるので、峰越しの獲物や尾根道あづちを走る獲物への発砲は最も危険である。獲物の向こう側が常に安土あづち(山腹)になるように(安土あづちに向かって発砲できるように)位置を決める。

★ 9 勢子せこに注意すること。

大物猟で勢子せこへの誤射事故が発生するが、狩猟が終わりに近づく頃によく起こる。それはその頃になると待場も近いので、勢子せこも黙って山を下ってくることや上ってくるが多いからである。それゆえ勢子は、待場に近づいたら一層連呼するか、無線機で合図すべきである。



ウ 各隊員の注意事項

ア) 勢子隊員

★ ○携帯無線機等で隊長と連絡を取りながら、指示に従って、追い出し拠点に向かうこと。

- 追い出し拠点に着いたら、地形や獲物の行動予測等をあらかじめ隊長に報告すること。
- 追い出し開始を隊長に伝達すること。連絡を受けた隊長は、追い出し開始の合図を全隊員に伝達すること。
- 勢子が待ち場に近づいたら、近くの隊員（射手）にその旨を伝えること。

イ) 待ち場の隊員

(待っている間)

- 隊長と勢子の連絡内容に注意を払い、隊長の指示に従うこと。
- 常に周囲の状況に注意を払い、外来者等人の気配にも注意を傾けること。

(獲物が発見されてから)

- 安定した楽な体勢でもう一度周囲の状況を確認し、獲物の足音、草木とのふれ合う音に注意すること。
- 銃器の操作を確認すること。
- 音の方向に注意し身体を動かさないこと（木化け、石化け）。

(射程内に来たとき)

- 移動可能な体勢で獲物の方向に注意を払うこと。
- 銃器の安全装置を解除し、発砲体勢で待つこと。

(発砲するとき)

- 「獲物である」、「人ではない」ことを確認すること。
- 獲物を迎え撃つ方向で発砲するようにすること。
- 冷静に正確に急所（一般に前肢の付根の後部）を狙うこと。
- 追い撃ちの場合は、安全の確認可能範囲（10～20m位まで）を超えたら発砲はあきらめること。
- 獲物に発砲した場合は、その結果を直ちに隊長に連絡し、指示を仰ぐこと。

エ 終猟に当たって

○まず、脱包を確認し、あらかじめ定められた場所に集合すること。

※獲物は可能な限りすべてを持ち帰るか、適切な方法で埋設処理等すること

○獲物が捕獲された場合は、隊長の指示のもとに近くの隊員と指定された場所に運搬すること。猟場で解体する場合は、血痕やその他の残滓等を残さないよう特に注意し、掃除や後始末をきちんとすること。また、谷川等で解体する場合は、水質汚染等を起こさないようにすること。



大物猟では絶対に仲間に無断でタツマを離れない。

『猟犬マーカー』

～猟犬用位置検知システム～

全国各地で野生動物による農作物の被害が増加しており、有害鳥獣の捕獲の必要性・重要性が高まっています。

狩猟時の猟犬の位置把握をすることで大事な猟犬を迷い犬にすることなく回収するために『不法ドックマーカー』を多くの猟師が利用されています。このたび、国内での『不法ドックマーカー』を根絶すべく呼びかけたところ、協力いただけるメーカーが以下の、適法な『猟犬マーカー』の開発を進めることとなりましたので紹介致します。

■イメージ



無線方式	特定小電力無線局
位置検出	GPS 測位
複数犬対応	1台あたり複数台の猟犬端末に対応
伝達情報	位置・声(猟犬→親機)
使用バッテリー	リチウムイオン
防水仕様	猟犬用端末 IP×7

※外観・仕様に関しては予告変更する場合があります。予めご了承ください。

発売時期: 2013年秋頃予定

- ◎グループ間:異なる無線chにて干渉防止(最大5ch)
- ◎グループ内:異なる子機IDにて識別(最大15頭)

- <設定周波数>
- ch1:142.94MHz
 - ch2:142.95MHz
 - ch3:142.96MHz
 - ch4:142.97MHz
 - ch5:142.98MHz

実質3チャンネル

